

知財及びデータ合意書の作成例及び解説

目次

1. 知財及びデータ合意書の作成例について	2
2. 知財及びデータ合意書の作成例の考え方	3
3. 知財及びデータ合意書の作成例及び解説	4
第1条（目的）	4
第2条（定義）	4
第3条（知財運営委員会）	7
第4条（秘密保持）	8
第5条（本プロジェクトの成果の第三者への開示の事前承認）	10
第6条（発明等の成果の届出及び権利化等方針の決定手続）	11
第7条（出願による権利化）	11
第8条（フォアグラウンド I P の帰属）	12
第9条（共有するフォアグラウンド I P の取扱い）	17
第10条（知的財産権の権利不行使と実施許諾）	20
第10条 Option 項（独占的な実施許諾／優先交渉権）	25
第10条 Option 項（サブライセンス権（再実施権）付き通常実施権の許諾）	28
第10条 Option 項（技術指導）	29
第11条（フォアグラウンド I P の移転先への義務の承継）	30
第12条（本プロジェクトから脱退したプロジェクト参加者の取扱い）	30
第13条（研究開発データの管理）	30
第14条（研究開発データの利用許諾）	31
第14条 Option 項（サブライセンスを可能とする研究開発データの利用許諾）	34
第15条（協議）	35
第16条（本合意書の改訂）	35
第17条（有効期間及び残存条項）	36
第18条（本合意書と他の契約書との関係）	36
Option 条（紛争の解決）	36
Option 条（オープン・ソース・ソフトウェアの取扱い）	37
4. 国外企業等が参加する場合の作成例	38

1. 知財及びデータ合意書の作成について

研究開発の委託者が提示した知財方針及びデータ方針に従い、プロジェクト参加者が複数となる場合には、原則としてプロジェクト開始（委託契約書の締結）までに、研究開発プロジェクトの参加者間で知的財産及び研究開発データの取扱いについて合意するものとする。

知財及びデータ合意書は、原則として全ての参加者間で合意するものとするが、プロジェクトにおいて複数の研究項目を設定し、研究項目ごとに複数の受託者（チーム）を採択する場合等、プロジェクト開始までに参加者全体での合意を得ることが困難な場合も想定される。このような場合、プロジェクトの開始までには、少なくとも採択されるチーム単位で合意することとし、プロジェクト開始後速やかに参加者全体での知財及びデータ合意書を作成することが望ましい。

プロジェクトが複数のチームから構成される場合は、必要に応じて、全体として統一的に合意する事項と、チームごとに合意する事項とを設けることを検討する必要がある。基本的には、プロジェクトの目的及び研究開発の委託者が提示した知財方針及びデータ方針に従い、全体として統一的な知財及びデータ合意書を作成することが望ましいが、バックグラウンドIPの取扱いのように参加者の権利に配慮が必要なものや、チームごとの事情を考慮する必要があるもの（例えば、プロジェクトにおいて共通基盤的な研究を行うチームと実用化を目指した研究開発を行うチームの双方が含まれる等であって、かつチームごとに取扱いを変えるべきことが明らかなもの）については、チーム単位での合意とすることも考えられる。また、大型の再委託を含むプロジェクトの場合に、委託者間で知財及びデータ合意書を作成した上で、委託者と再委託者や共同研究先との間で個別の知財及びデータ合意書を作成することも、プロジェクト全体として整合性がとれていれば可能である。

プロジェクトの開始までに合意する事項としては、知的財産権を実施許諾する際の実施料等細部にわたる必要はなく、細部については、プロジェクト開始後、プロジェクトの進捗状況等を踏まえて追加的に合意することができる。また、合意内容は、プロジェクト開始後の状況の変化に応じて適宜見直すことができるようにすることが望ましい。

2. 知財及びデータ合意書の作成例の考え方

国の予算により実施される研究開発は、その成果を社会に貢献させていくことが期待されている。そして、日本版バイ・ドール規定（産業技術力強化法第17条）により、国が委託研究開発の成果に係る知的財産権を受託者から譲り受けないことができるとした目的は、研究開発活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用することを促進することにある。

これを踏まえて、プロジェクト参加者は、研究開発の成果を迅速かつ最大限事業化に結び付けていくために、公募時に提示された知財方針及びデータ方針に従い、プロジェクトの目的や態様、研究開発ステージの違い、競合状況等に応じて、各プロジェクトに最適な知的財産及び研究開発データの取扱いを検討する必要がある。各プロジェクト参加者は、機関毎の知財方針及びデータ方針を有しているであろうが、それに過度に固執することなく、プロジェクト参加者間で協議の上で、プロジェクト全体の視点から研究開発の成果を迅速かつ最大限事業化に結び付けるための知財及びデータ合意書を定めることが求められる。

知財及びデータ合意書の作成例は、検討・協議にあたっての参考として示した例であるので、《解説》を踏まえて、それぞれのプロジェクトに応じて修正されるものである。以下の作成例において、【Option】は、プロジェクトによっては一つの選択肢となるが、必要がなければ含めなくてよい規定、一方【Option】と付記していない例は、一般的なプロジェクトにおいて何らかの内容を定めることが望ましい規定である。【例1】【例2】・・・は、一般的な順に掲載しているが、プロジェクトの成果を事業化に結びつけるために最適な規定は、プロジェクトにより異なるので、いずれの作成例を参考とするかについてもプロジェクト参加者で協議することが求められる。各規定の中の《～／～》という記載は、選択肢の一例を意味している。なお、作成例では、「国」としているが、NEDO等の独立行政法人が研究開発の委託を行う場合は、NEDO等と置き換えることとする。

3. 知財及びデータ合意書の作成例及び解説

第1条（目的）

第1条 本合意書は、〇〇プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）の実施及びその成果の活用のために必要な知的財産及び研究開発データの取扱いについて定めることにより、本プロジェクトを円滑に遂行し、その成果を事業活動において効率的に活用することを目的とする。

《解説》

本規定は、知財及びデータ合意書を策定する目的を定めるものである。

ここでは、一例として示しているが、プロジェクトの目的に応じて必要があれば修正するものとする。

第2条（定義）

【例1】

第2条 本合意書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

一 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

イ 発明

ロ 考案

ハ 意匠の創作

ニ 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第2項に規定する回路配置の創作

ホ 種苗法（平成10年法律第83号）第2条第2項に規定する品種の育成

ヘ 著作物の創作

ト 技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）の案出

二 「発明者等」とは、発明等をなした者をいう。

三 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利及び地位に相当する権利及び地位（以下「産業財産権」と総称する。）

ロ 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む）及び外国における上記権利に相当する権利（以下「著作権」と総称する。）

ハ ノウハウを使用する権利

四 知的財産権の「実施」とは、特許法（昭和34年法律第121号）第2条第3項に

定める行為、実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第3項に定める行為、意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為並びにノウハウを使用する行為をいう。

五 「プロジェクト参加者」とは、研究開発の直接の受託者のほか、当該受託者からの研究開発の一部の再委託先及び共同研究先をいい、具体的には、本プロジェクトを実施する別紙1に記載された者をいう。

六 「プロジェクトリーダー」とは、本プロジェクトにおける知的財産及び研究開発データの取扱いを含む本プロジェクト全体を統括する責任者をいう。

七 「研究開発従事者」とは、本プロジェクトにおいて実施する研究開発に従事する者をいう。

八 「不実施機関」とは、大学や国立研究開発法人等のように自ら製品を製造せず、知的財産権を実用化・事業化しない機関をいう。

九 「フォアグラウンドIP」とは、本プロジェクトの実施により得られた知的財産権をいう。

十 「バックグラウンドIP」とは、プロジェクト参加者がプロジェクト開始前から保有していた知的財産権及びプロジェクト開始後にプロジェクトの実施とは関係なく取得した知的財産権をいう。

十一 「研究開発データ」とは、研究開発で取得又は収集した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

十二 「委託者指定データ」とは国が管理するべき研究開発データであり、国に提供される研究開発データとして指定された研究開発データをいう。

十三 「自主管理データ」とは、委託者指定データ以外の研究開発データであって、プロジェクト参加者が自主的に管理する研究開発データをいう。

十四 「非管理データ」とは、委託者指定データ又は自主管理データ以外の特に管理を要しない研究開発データをいう。

【例2】

・・・（【例1】と同様）・・・

十 「バックグラウンドIP」とは、プロジェクト参加者がプロジェクト開始前から保有していた知的財産権及びプロジェクト開始後にプロジェクトの実施とは関係なく取得した知的財産権であって、プロジェクト参加者（当該知的財産権の保有者以外のプロジェクト参加者を含む）が本プロジェクトの研究開発活動及び本プロジェクトの成果の事業化活動を実施するにあたり必要な知的財産権をいう（当該プロジェクト参加者が知財運営委員会に届け出たものを含む。）。

・・・（【例1】と同様）・・・

《解説》

本規定は、知財及びデータ合意書において使用する用語の定義を定めるものである。

「プロジェクトリーダー」、「研究開発従事者」や「バックグラウンドIP」については、対象を明確にするため、別表において列挙することや、他の書類（実施計画書等）を引用することも可能である。「研究開発データ」は、最終成果物のみならず、中間生成物、参加者がプロジェクトへ持ち込むものも包含する。

ここで示している用語の定義は一例であり、知財及びデータ合意書において使用する用語に応じて修正する必要がある。例えば、プロジェクトに不実施機関が参加していない場合は八号を削除したり、プロジェクト参加者の関連会社（子会社や下請製造会社等）にも適用される規定を設ける場合は関連会社の用語を追加したりすることが考えられる。また、知的財産権やデータだけでなく、材料、試薬、試料、微生物や試作品等の成果有体物も取引対象とすることが想定されるのであれば、第2条において以下に例示するような成果有体物の用語を追加して、別途、成果有体物の帰属や取扱いを定める条項を置くことも考えられる。

「成果有体物」とは、以下に掲げるものに該当する、学術的・財産的価値その他の価値のある有体物をいう（ただし、論文、講演その他の著作物に関するものを除く。）。

- (i) 研究開発の際に創作又は取得されたものであって研究開発の目的を達成したことを示すもの
- (ii) 研究開発の際に創作又は取得されたものであって(i)を得るために利用されるもの
- (iii) (i)又は(ii)を創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの

バックグラウンドIPと、プロジェクトから得られるフォアグラウンドIPとのコンタミネーションが起ると、自社単独でのバックグラウンドIPの主張が困難となるリスクがあるため、プロジェクトを開始するにあたり、バックグラウンドIPを特定しておくことが重要である。また、技術の線引きが曖昧になるリスクを避けるため、プロジェクト前に保有技術の特許出願しておいたり、技術情報の封印を行い確定日付を取得する必要性を検討することが望ましい。

プロジェクトにおける研究開発の実施やその成果の事業化のためにバックグラウンドIPが必要な場合、バックグラウンドIPの権利不行使や実施許諾を定めることが原則となる（第10条、参照）。そのため、バックグラウンドIPの範囲は、第10条とあわせて検討すべき重要なポイントである。

【例1】では、バックグラウンドIPの範囲を、「プロジェクト参加者がプロジェクト開始前から保有していた知的財産権及びプロジェクト開始後にプロジェクトの実施とは関係なく取得した知的財産権」としている。プロジェクトに従事する者の所属部署以外（例：総合メーカーにおける他の事業部門、総合大学における他の学部等）が管理する知的財産権まで含まれてしまうことを避けるため、第10条の定め方にも依るが、【例1】に代えて

【例2】のように限定することも一つの選択肢となる。

【例2】では、バックグラウンドIPの範囲を「プロジェクト参加者（バックグラウンドIPの所有者以外のプロジェクト参加者を含む）が本プロジェクトの研究開発活動及び本プロジェクトの成果の事業化活動を実施するにあたり必要な知的財産権」に限定し、任意で知財運営委員会にバックグラウンドIPを届け出て特定することとしている。このように知財運営委員会に届け出ることで、後々、バックグラウンドIPの範囲について争いとなることを防ぐことができ、バックグラウンドIPの所有者にとってはバックグラウンドIPとフォアグラウンドIPのコンタミネーションを防ぎ自らの権利を守るというメリット、プロジェクト参加者にとっては他のプロジェクト参加者が保有するバックグラウンドIPの特定を求めることで第10条とあわせて他者のバックグラウンドIPを利用することが担保されるというメリットがある。一方、バックグラウンドIPのうち、未公開の特許を受ける権利やノウハウを使用する権利を知財運営委員会に届け出ることは、特に同種の製品・サービスを提供している事業者が複数参加する同業種連携のプロジェクトの場合、秘密管理の観点で慎重になるであろうから、【例2】では知財運営委員会へのバックグラウンドIPの届出を任意としている。しかし、バックグラウンドIPを実施できないことで後々プロジェクトの研究開発が滞っては困るので、プロジェクトの企画段階からバックグラウンドIPについてプロジェクト参加者間で確認しておくことは重要であり、プロジェクト参加者間で合意できるのであれば【例2】の変形として、任意ではなく「当該プロジェクト参加者が知財運営委員会に対してその名称を届け出て特定したものをいう。」とバックグラウンドIPの範囲を明確にすることも一つの選択肢である。

【例2】において、本プロジェクトの研究開発活動を実施するにあたっての必要性は、バックグラウンドIPの所有者のみで判断するのではなく、他のプロジェクト参加者も含めて判断される。

第3条（知財運営委員会）

- | |
|--|
| <p>第3条 本プロジェクトにおける知的財産及び研究開発データの取扱いを適切に行うため、プロジェクトリーダーを委員長とする知財運営委員会を設置する。</p> <p>2 知財運営委員会は、本プロジェクトにおける知的財産及び研究開発データの取扱いについて審議決定する。</p> <p>3 知財運営委員会の審議内容、議決方法、構成員その他知財運営委員会の運営に関する事項は、別途定める知財運営委員会運営規則によるものとする。</p> <p>4 知財運営委員会は、本プロジェクトにおける知的財産の取扱いとして、本プロジェクトとしての発明等の成果の権利化、秘匿化、公表等の取扱い方針(以下「取扱い方針」という。)を定める。</p> |
|--|

《解説》

本規定は、知財運営委員会の設置及びその役割等について定めるものである。

プロジェクトにおける知的財産マネジメントを実施するため、原則として知財運営委員会（名称は自由）を設置するものとする。その役割等については、プロジェクトの態様等に応じて検討されるが、ここでは、データマネジメント機能も含めた例を示している。

知財運営委員会は、プロジェクトにおける知的財産マネジメント及びデータマネジメントの全体方針を決定することのほか、プロジェクトにおける個々の成果について、出願による権利化、秘匿化等の審議、そのためのプロジェクトとしての取扱い方針の決定を行うことが考えられる。知財運営委員会において、研究開発成果の権利化、秘匿化等を審議する場合は、発明者等の所属機関の意向にも配慮しつつ、プロジェクトの目的に沿いつつ最大限事業化に結び付けられるよう運用することに留意する。

委員長としては、プロジェクトの全体を統括する立場にあるプロジェクトリーダーが適当であるが、プロジェクトリーダー以外により適切な者が想定される場合は、この限りでない。

知財運営委員会には、必要に応じて構成員に知的財産の専門家やデータマネジメントの専門家等を加えることができる。また、委託者指定データが提示されているプロジェクトにおいては、委託者を構成員に加えることが必要である。委員会の構成員は常時固定する必要はなく、審議する案件ごとに変更することも可能で、例えば、プロジェクトにおける個々の成果について出願による権利化の是非等を審議する場合、発明者等が属するプロジェクト参加者及び必要最低限のメンバーで行うこと等が考えられる。

また、複数のチームから構成されるプロジェクトの場合等に、知財運営委員会とは別により小さい単位の下部委員会を設置して、チームにおける個々の成果について審議することや、再委託を含む大型のプロジェクトの場合に、委託者で知財運営委員会を構成し、各委託者と再委託者や共同研究先とで下部委員会を構成して個々の成果について審議することも考えられる。下部委員会を設置する場合においては、当該下部委員会は知財運営委員会が決定した全体方針に従うことや、下部委員会での審議内容を知財運営委員会に報告すること等を定めることにより、プロジェクトの全体目的に沿った形で、知的財産マネジメントが実施されるよう担保することが重要である。

知財運営委員会の運営に当たっては、研究開発成果の出願や論文・学会等による発表の時期に支障が生じないように、成果が得られた後速やかに開催することや、審議する内容に応じて簡素な方法（テレビ会議やメール等直接の面談によらない方法等）で開催することも考えられる。

第4条（秘密保持）

第4条 プロジェクト参加者は、本プロジェクトに関して他のプロジェクト参加者（その研究開発従事者を含む。）から開示された技術上又は営業上の情報であって、かつ開示の際に秘密である旨の表示がなされた一切の情報、又は口頭で秘密である旨宣言されて開示され開示後●日以内に書面又は電子で秘密情報の内容及び秘密情報である旨が通知された一切の情報を、秘密として保持し、当該情報開示者の承諾を得ない限り、研究開発

従事者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならない。また、開示を受けたプロジェクト参加者は、当該情報を本プロジェクトの実施以外の目的で使用してはならない。ただし、開示を受けたプロジェクト参加者が、当該情報が次のいずれかに該当することを立証できる場合及び経済産業省へ報告する場合についてはこの限りでない。

- 一 開示を受ける際、既に公知となっていたもの
- 二 開示を受ける際、自己が正当に保有していたもの
- 三 開示を受けた後、自己の責によらずに公知となったもの
- 四 開示を受けた後、正当な権利を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく開示を受けたもの
- 五 開示を受けた情報によらずに、自己が独自に入手し、または創出したもの

2 第1項にかかわらず、プロジェクト参加者は、以下の場合、本プロジェクトの実施に必要な範囲内で、事前に情報開示者の承諾を得ることなく秘密情報を開示することができる。ただし、プロジェクト参加者は秘密情報の開示を受ける者に対し、本合意書に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を遵守させなければならない。

- 一 法令の定めに基づき開示等する場合
- 二 裁判所の命令、監督官公庁またはその他法令・規則の定めに基づく開示等の要求がある場合
- 三 プロジェクト参加者の役員および従業員で、本プロジェクトで研究開発する技術に関連する事業に従事し、かつ、秘密情報の開示を受けることが必要な最小限度の者に開示等する場合
- 四 本プロジェクトを実施する上で、秘密情報を知る必要のある最小限度の弁護士・弁理士等の専門家に開示等する場合

3 プロジェクト参加者は、第2項第3号又は第4号の規定に基づき秘密情報を開示した者に対し、退任、退社した後も、本合意書に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を遵守させなければならない。

4 プロジェクト参加者は、自己に属する研究開発従事者が、研究開発従事者でなくなった後も含め、本条及び次条に規定する義務と同様の義務を、当該研究開発従事者に遵守させなければならない。

5 前4項に定めるもののほか、本プロジェクトにおける秘密漏洩防止及び技術情報流出防止のために必要な措置については、知財運営委員会において決定するものとする。

《解説》

本規定は、プロジェクトの参加者の守秘義務を定めるものである。

ここでは、一般的な守秘義務として、第1項において、秘密保持対象を定め、第2項において、情報開示者の事前承諾を得ることなく秘密情報を開示することができる対象者を定めているが、プロジェクトの態様等に応じて、秘密保持対象や秘密情報を開示できる対象者の範囲を検討する必要がある。例えば、厳格に秘密管理するのであれば、第2項は落とすこともできる。スタートアップが資金調達のために情報を開示することが想定される

のであれば、第2項第4号において、弁護士・弁理士に加え、「ベンチャーキャピタル・投資家」を追記することも考えられる。

また、第1項では開示又は漏洩できない対象を「研究開発従事者以外の第三者」として、研究開発従事者には秘密情報を開示可能としているが、**同業種連携のプロジェクトの場合**など、情報受領者以外の他のプロジェクト参加者に開示されては事業会社の競争力を損なうことにつながる情報があれば、前記対象者を「情報の受領者以外の第三者（情報を受領していないプロジェクト参加者を含む）」にまで制限することも一つの選択肢である。ただし、この場合、プロジェクトの実施及び成果の事業化に支障を及ぼさないように必要な者に情報が提供されるよう配慮・調整が求められる。

なお、プロジェクトにプロジェクト参加者と雇用関係にない者（学生等）を参加させる必要がある場合には、学生等のプロジェクトへの参加に先立って、学生等の自由意思に基づき、当該者の就職後等も含めた必要な期間にわたり有効な秘密保持に関する誓約書の提出や守秘義務契約の締結を行うことを検討する必要がある。また、プロジェクト参加者に対して技術的なアドバイスを行う者とプロジェクト参加者が契約をする場合には、当該アドバイスを行う者との間でも守秘義務契約を締結することを検討する必要がある。

第5条（本プロジェクトの成果の第三者への開示の事前承認）

第5条 プロジェクト参加者は、知財運営委員会の承認を得ることなく、本プロジェクトの実施により得られた成果をプロジェクト参加者以外の第三者に対して開示（学会又は論文による開示を含む。）し又は漏洩してはならない。ただし、本プロジェクトの実施により得られた成果のうち、知財運営委員会においてプロジェクト参加者以外への提供が承認された自主管理データ（秘匿期間が設定されているものを除く）及び公開済みの委託者指定データについては、この限りではない。

2 前項の規定に基づき、本研究成果の開示に係る承認を得た場合、開示を行おうとする研究成果に係る第4条第1項の規定は、知財運営委員会の承認が得られた範囲内においてのみ解約されたものとする。

《解説》

本規定は、プロジェクトの実施により得られた成果について、知財運営委員会の承認を得ることなくプロジェクト参加者以外の第三者に対して開示又は漏洩することを禁止する旨を定めるものである。

ここでは、知財運営委員会の承認としているが、研究開発の委託者やプロジェクトリーダーの承認とすることも考えられる。

また、「成果」とは、特許権等の対象となる発明等の成果のほか、実験データ等技術情報として有益な情報も含むものである。必要に応じて、プロジェクト参加者間で、事前承認を要する成果の範囲を明確にしておくことも考えられる。

研究開発データについては、プロジェクト参加者間で、事前承認を要する研究開発データの範囲（非管理データの取扱い等）を明確にしておくことが望まれる。

研究開発データの提供及び利活用の形態としては、①広範な提供・利活用、②プロジェクト参加者以外の第三者にも提供・利活用、③プロジェクト参加者間のみで共有・利活用、④自者のみで利活用、といった形態が考えられ、①～③の形態を採用する場合にプロジェクト参加者が当該研究開発データに関連した発明について特許出願や論文公表を行いたい場合は、権利化や論文審査への悪影響のないように、適切な秘匿期間を設定すべきである。また、②～④の形態を採用する際であっても、所定の期間を経過後、①の形態への移行ができるかを検討することが望まれる。

第6条（発明等の成果の届出及び権利化等方針の決定手続）

第6条 プロジェクト参加者は、自己に属する研究開発従事者が、本プロジェクトの実施により発明等をなした場合には、直ちに知財運営委員会に対し、発明者等及び発明等の成果の内容を届け出なければならない。

2 知財運営委員会は、前項に基づく届出を受けた場合、別途定める知財運営委員会運営規則及び取扱い方針に基づき、当該発明等の成果について、出願による権利化、秘匿化、論文等による公表の要否を審議し、その取扱いを決定する。出願により権利化する場合にあっては出願対象国、秘匿する場合にあっては秘匿期間等についても審議し、決定する。

《解説》

本規定は、プロジェクトの実施により発明等をなした場合は、その旨を知財運営委員会に報告すること、知財運営委員会は、当該報告を受けた場合に秘匿化、出願による権利化、論文等による公表の要否等について審議することを定めるものである。

知財運営委員会の審議内容、議決方法、構成員その他知財運営委員会の運営に関する事項は、別途定める知財運営委員会運営規則及び取扱い方針に委ねるものとしている。

なお、研究開発の委託者に対する研究開発の成果の報告義務については、産業技術力強化法第17条第1項第1号の規定に基づき、国と研究開発の受託者との間での委託契約書において定められている。

第7条（出願による権利化）

第7条 プロジェクト参加者は、本プロジェクトの成果を出願により権利化するに当たっては、海外においても市場展開が見込まれるのであれば、その市場規模や他社との競合状況等を勘案して権利化が必要と判断される国においても権利化することを原則とする。

2 知財運営委員会は、プロジェクト参加者と協議の上、プロジェクト参加者が出願によ

る権利化を行わないと判断した国において出願する権利を他のプロジェクト参加者に譲渡させることができる。

3 本プロジェクトの成果の出願等に要する費用は、原則として出願人が負担するものとする。

《解説》

本規定は、出願による権利化に関して定めるものである。

第1項は、海外においても市場展開が見込まれるのであれば、その市場規模や他社との競合状況等を勘案して権利化が必要と判断した国において原則権利化することを定めるものである。権利化に際しては、例えば、第一国として日本に出願した後、優先期間（出願から1年）が経過するまでに、他国において出願・権利化するか検討し、必要に応じてPCT出願等を行うことが考えられる。

第2項は、プロジェクト参加者が権利化は不要であると判断した場合であっても、知財運営委員会が必要と判断した場合に、当該必要と判断した国において他のプロジェクト参加者が出願・権利化することを可能にすることを定めるものである。

第3項は、出願等に要する費用の負担について定めるものである。ここでは、出願人が負担することを原則としているが、海外への出願については費用負担が大きいと、特に大学や中小企業等がその費用を負担できず、優れた成果が権利化できないこととならないように、委託費（直接経費）から出願費用等を負担することを一定の範囲で認める規定とすることも考えられる。

第8条（フォアグラウンドIPの帰属）

【例】

第8条 フォアグラウンドIPは、発明者等が属するプロジェクト参加者の職務発明規程等に基づき当該参加者に承継させるものとする。

2 発明者等の所属するプロジェクト参加者が二以上に亘る場合にあっては、各プロジェクト参加者の持分は、当該プロジェクト参加者間で協議して決定するものとする。ただし、当該二以上のプロジェクト参加者間で同意が得られている場合、プロジェクト参加者はフォアグラウンドIPの持分を他のプロジェクト参加者に譲渡することができる。

【Option】

○ プロジェクト参加者は、フォアグラウンドIP（著作権については、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）の《全部／うちの□□》を○○に譲渡しなければならない。

△ プロジェクト参加者は、譲渡したフォアグラウンドIPについて、著作者人格権を行使しないものとする。

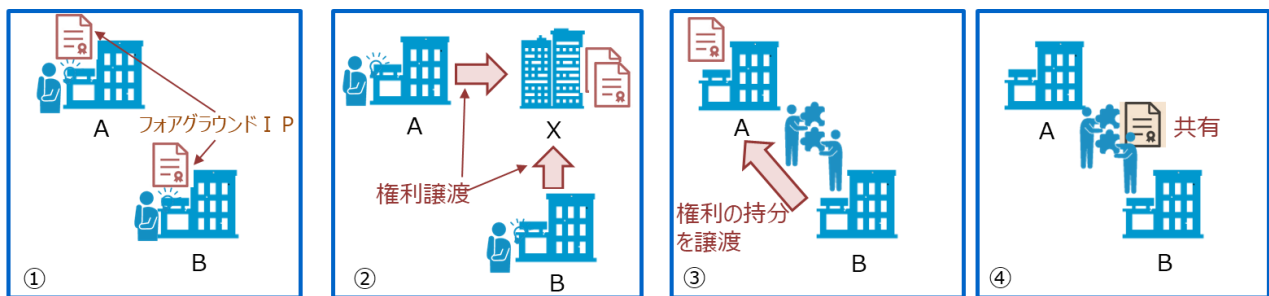
□ 前項に基づき、フォアグラウンドIPを譲渡された○○が解散するまたは消滅する場

合、譲渡元であるプロジェクト参加者は、当該フォアグラウンド I P について移転すべき旨を請求できる。

《解説》

本規定は、フォアグラウンド I P の帰属について定めるものである。

フォアグラウンド I P は、想定するビジネスの態様等により以下に大別する権利帰属のパターンが考えられる。



	発明等を創出する者	フォアグラウンド I P の帰属	本作成例において関連する条項
①	一のプロジェクト参加者	発明者等が属する一のプロジェクト参加者	第 8 条第 1 項【例】
②	一のプロジェクト参加者	特定の一者 (例: 技術研究組合、スタートアップ等)	第 8 条【Option】
③	複数のプロジェクト参加者	発明者等が属するプロジェクト参加者のうち、事業化に結びつけるのに最適な一者	第 8 条第 2 項【例】ただし書き
④	複数のプロジェクト参加者	発明者等が属する複数のプロジェクト参加者	第 8 条第 2 項【例】、第 9 条

プロジェクトの成果の事業化は、成果の内容や価値を理解している者が行うことが効果的であり、上記①のように当該成果を得たプロジェクト参加者自身がフォアグラウンド I P を保有することが第一候補となる。しかし、プロジェクトによっては、上記②のようにプロジェクト参加者のうちの一者にフォアグラウンド I P を集約することが研究開発成果の事業化に有効である場合もある。また、複数のプロジェクト参加者が共同で一の発明等を創出する場合は、上記④のようにフォアグラウンド I P を共有すると、B が第三者に実施許諾しようとしても A が同意しない等の共有者間での意向の食い違いにより、結果的に事業化が進まないことがあり得るので、複数のプロジェクト参加者が共同で開発した発明等の事業化を促進するのに最適な権利帰属として上記③のように、研究開発の成果を事業化するのに最適な一者に権利を帰属させ、当該一者に事業化に取り組む責任を求めることも一つの選択肢として考えられる。

【例】の第1項はフォアグラウンドIPを発明者等から発明者等が属するプロジェクト参加者に承継させることを定めるものである。研究開発活動の成果を事業活動において効率的に活用することを促進する等のために、発明等を受託者であるプロジェクト参加者に帰属可能とする日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法第17条）に鑑み、経済産業省予算の研究開発事業に適用する委託契約書では、知的財産権を発明者等の個人でなくプロジェクト参加者に帰属させることを求めている。

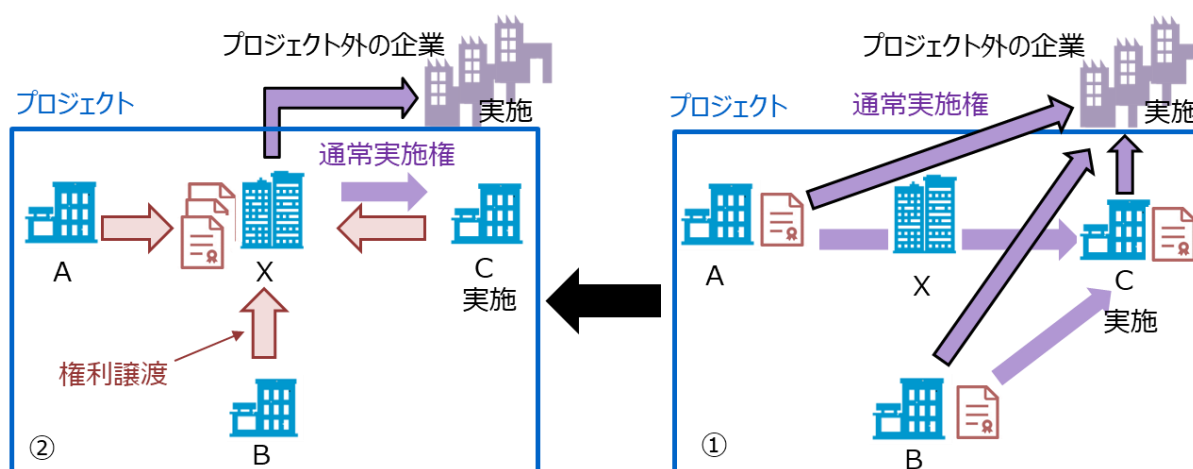
【例】の第2項は、上記④のようにフォアグラウンドIPを共有する場合における各共有者の持分について定めるものである。具体的には、発明等に対する貢献度（寄与率）に基づいて各共有者の持分を決定することが考えられる。また、ただし書きにおいて、フォアグラウンドIP（出願前の特許を受ける権利等も含む）の持分を、一のプロジェクト参加者から他のプロジェクト参加者に譲渡して上記③のようにすることができることを、確認的に定めている。

<②の権利帰属のパターン>

以下のA～Eに例示するように、プロジェクト参加者のうちの一者に知的財産権の一部又は全部を譲渡して集約することが、研究開発の成果の事業化に効果的である場合、第1項及び第2項に追加して、又は全部のフォアグラウンドIPを譲渡するのであれば第2項に代えて、【Option】を設けることが一つの選択肢となる。

- A 一つの製品・サービスを事業化するのに多数の知的財産権が必要となる技術であって、当該多数の知的財産権に係る技術を研究開発する主体が複数のプロジェクト参加者である場合
- B プロジェクト参加者が技術研究組合である場合、とりわけ技術研究組合が将来、組織変更又は新設分割して株式会社化することを想定している場合
- C プロジェクト参加者がコンソーシアム等（知財を管理する組織やパテントプール団体等を含む）を設立している又は設立予定である場合であって、当該コンソーシアム等がプロジェクトの研究開発成果の普及を主導することを想定している場合
- D プロジェクトの研究開発成果をスタートアップにより事業化することを想定している場合（将来スタートアップを設立することを想定している段階であれば、まずは不実施機関にフォアグラウンドIPを集約するという選択肢もある）
- E 研究開発の成果を得たプロジェクト参加者が、事業化に向けて知的財産権を自ら活用又は第三者に実施許諾し、権利を侵害する者に対しては権利行使するといった知的財産マネジメントの実施体制を十分に整備できていない場合等、当該プロジェクト参加者に知的財産権を保有させても、研究開発の成果の有効な活用が見込まれない場合

一つの製品又はサービスを事業化するのに多数の知的財産が必要となる技術の場合、当該知的財産が複数者に帰属している場合は、実施許諾を求める者が複数者と個別に交渉を行わなければならないと煩雑で、プロジェクトの成果の円滑な事業化を阻害しかねない。



上記【Option】を採用して、フォアグラウンドIPの譲渡を受けた機関が一括してフォアグラウンドIPの実施許諾を行うことで、実施許諾の契約事務の負担を減らすというメリットがある。また、プロジェクトの研究開発成果が協調領域¹の技術であったり、複数者により事業化して市場形成・拡大を狙う技術であったりした場合、上記【Option】のように、技術研究組合やコンソーシアム等の特定の一者にフォアグラウンドIPを集約することで、プロジェクト終了後も本プロジェクト参加者以外を当該技術研究組合やコンソーシアム等に呼び込んで、プロジェクトの成果の普及を加速するというメリットも見込まれる。また、スタートアップにより研究開発成果を事業化することを想定している場合、スタートアップが知的財産権を確保して活用することで成長し、ひいては研究開発成果の事業化を促進することが期待される。

【Option】の第○項に代えて、研究開発の直接の受託者が研究開発の一部を他者に再委託する場合において、当該再委託先にまで知的財産権を保有させると、研究開発の成果に係る知的財産権が分散し、成果の事業化に際して、各権利者から実施許諾を受ける必要が生じる等により、事業化に支障が生じるおそれがある場合であれば、次のように定めることも一つの選択肢として考えられる。

- 発明者等が属するプロジェクト参加者が再委託先であるときは、当該再委託先は、フォアグラウンドIP（著作権については、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）の《全部／うちの□□》を○○（再委託元等）に譲渡しなければならない。

¹ ここでは、競合関係にある複数の大学や企業間であっても、研究成果の共有・公開を可能にする基礎的・基盤的研究領域であって、産業界のコミットが得られ、競争領域への移行も見込まれる領域の意味で用いている。

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/03/18/1368175_02.pdf

< 【Option】 の検討にあたっての留意点：対象 >

一方で、プロジェクトの研究開発成果が競争領域の技術であったり、事業会社の競争力の源泉となる独占すべきコア技術であったりした場合等、上記【Option】は選択肢として不適切な場合がある。【Option】を採用する場合、各プロジェクト参加者の事業計画等に応じて、発明者が所属するプロジェクト参加者の事業に支障が生じないように、また、プロジェクト参加者が研究開発に取り組むインセンティブを損なわないよう、配慮することが求められる。

例えば、研究開発する技術を協調領域と競争領域に整理して、複数者が利用することを想定する協調領域の技術のフォアグラウンド I Pのみを〇〇に譲渡し、競争領域のフォアグラウンド I Pは発明者が所属するプロジェクト参加者に帰属させる等が考えられる。研究開発の成果を事業化するにあたり最も有効な権利帰属の在り方は、プロジェクト毎に異なるので、プロジェクト参加者間で協議することが求められる。

< 【Option】 の検討にあたっての留意点：対価 >

プロジェクトの研究開発のステージによっては将来の利益の予測が困難等の事情があり得る。【Option】を採用する場合の譲渡の対価については、実施料が発生した際の利益の分配とあわせて、プロジェクト毎の事情等に応じて、プロジェクト参加者間で協議の上、決定することが求められる。

< 【Option】 の検討にあたっての留意点：状況変化への対策 >

【Option】を採用する場合、譲渡する先は、プロジェクト後も責任を持ってフォアグラウンド I Pを管理することができる者であるべきだが、例えば当初の予定と異なり譲渡先の技術研究組合が解散するケースや譲渡先のスタートアップが破産するケース等に備えて、第□項のように譲渡元であるプロジェクト参加者が取り戻すことを可能とする規定を定めて、フォアグラウンド I Pがプロジェクト参加者にとって望ましくない相手に帰属することを防ぐことが考えられる。

< 【Option】 の検討にあたっての留意点：著作者人格権 >

著作者人格権は、著作者の一身に専属し、【Option】の第○項を定めても譲渡することができない（著作権法第59条）。よって、法人著作（職務著作）²の著作者人格権の不行使は【Option】の第△項により担保できるが、法人著作（職務著作）に該当しない著作物の著作者人格権の不行使については、各プロジェクト参加者が従業員等との間で約してくこと

² 著作権法第15条に基づき、以下の要件をすべて満たす場合は、実際に著作物を創作した者ではなく、法人などの使用者が著作者となる。

- ① 法人等の発意に基づき作成されたものであること
- ② 法人等の業務に従事する者が作成すること
- ③ 職務上作成されたものであること
- ④ 法人等の名義で公表するものであること（プログラムの著作物を除く）
- ⑤ 契約や就業規則に「従業員を著作者とする」などの規定がないこと

が求められる。

第9条（共有するフォアグラウンドIPの取扱い）

【例1】

第9条 プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンドIPについて、原則として、自由かつ無償にて実施できるものとする。ただし、共有者間で同意が得られている場合は、他の扱いとすることを妨げない。

2 前項の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

【例2】

第9条 プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンドIPについて、原則として、自由かつ無償にて実施できるものとする。プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンドIPについて、独占的に実施する場合は、第7条第3項の規定に関わらず、当該フォアグラウンドIPの出願等（取得、維持および保全をいう。）の経費を全て負担《する／し、当該他のプロジェクト参加者と実施契約を別途締結する》ものとする。

2 ……（【例1】と同様）……

【例3】

第9条 プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンドIPについて、原則として、自由かつ無償にて実施できるものとする。ただし、一のプロジェクト参加者は、《共有者による商業的な実施期間中に第三者への実施許諾が制限されている場合／実用化・事業化する共有者（当該共有者が指定する第三者を含む。）が独占的に実施する場合》に限り、当該共有者に対して有償での実施を求めることができるものとする。

2 ……（【例1】と同様）……

【Option】（【例2】又は【例3】と共に定める条項）

3 前項にかかわらず、プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンドIPについて、プロジェクト後●年間他のプロジェクト参加者が合理的な理由なく実施しない場合には、他のプロジェクト参加者に対し書面で通知し、協議を行い、協議によっても実施が見込まれない場合は、第三者へ実施許諾を行うことができるものとし、他のプロジェクト参加者はこれに同意する。

《解説》

本規定は、第8条の《解説》の④のように、プロジェクト参加者が他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンドIPの取扱いについて定めるものである。

ここでは、原則として、共有するフォアグラウンドIPについて、無償で自己実施できることを定めている。

しかし、例えば自己実施を行わず他者への実施許諾により知的財産権を活用する不実施機関と自己実施を主として知的財産権を活用する事業会社のように異なる立場のプロジェクト参加者がフォアグラウンドIPを共有する場合、共有するフォアグラウンドIPから事業会社は売上等の利益を得ることができる一方、不実施機関は利益を得る手段が無く不均衡となるケースがある。また、例えば部品メーカー／素材メーカーと完成品メーカーが完成品に係るフォアグラウンドIPを共有する場合、部品メーカー／素材メーカーが他の完成品メーカーに実施許諾することは同意を得られないことが多く、フォアグラウンドIP以外の取引状況等にもよるが、結果的に不均衡な状態となるケースがある。このような不均衡が生じてプロジェクト参加者が研究開発に取り組み、フォアグラウンドIPを創出・保有するインセンティブを損なうことを是正できるよう、【例1】では、「ただし、共有者間で同意が得られている場合は、他の扱いとすることを妨げない」と定めて、自由かつ無償での実施以外を可能としている。

【例2】では、【例1】のただし書きに代えて、共有のフォアグラウンドIPを独占的に実施する一の共有者に出願等の費用負担を求めている。特に不実施機関や中小企業等にとっては海外出願の費用負担が大きいので、【例2】のように定めて独占的に実施する共有者が費用負担して、事業化するにあたり必要となる国で権利化することが一つの選択肢となる。

【例3】では、【例1】のただし書きに代えて、具体的に有償での実施を求めることができる場合として、実用化・事業化する共有者（当該共有者が指定する第三者を含む。）が独占的に実施する場合という選択肢を示している。しかし、特に事業化に至るまでの時間が長期におよぶ研究開発においてはプロジェクト開始時点では対価算出が困難であるので、共有者による商業的な実施期間中に第三者への実施許諾が制限されている場合に有償での実施を求めることができるとして、商業的な実施が現実的となってから対価の交渉をする選択肢も考えられる。【例3】に示す「(当該共有者が指定する第三者を含む。）」としては、共有者が製造委託する者や子会社などを指定することが想定される。

< 【例2】【例3】の検討にあたっての留意点 >

共有するフォアグラウンドIPによっては、【例2】のように独占の対価として出願等の費用負担ではバランスがとれない場合がある。また、【例3】を採用して、共有する知的財産権を事業会社が有償で独占的に実施することとした場合、その有償分は事業会社の製品価格等に転嫁され事業会社の競争力を損なうこととなり、成果を事業活動において効率的に活用することにマイナスの影響が生じるリスクがある。共有するフォアグラウンドIPの取扱いは、フォアグラウンドIP創出にあたっての各者の貢献度や、事業化にあたりプロジェクト参加者が負うリスク、研究開発に取り組みフォアグラウンドIPを創出・保有

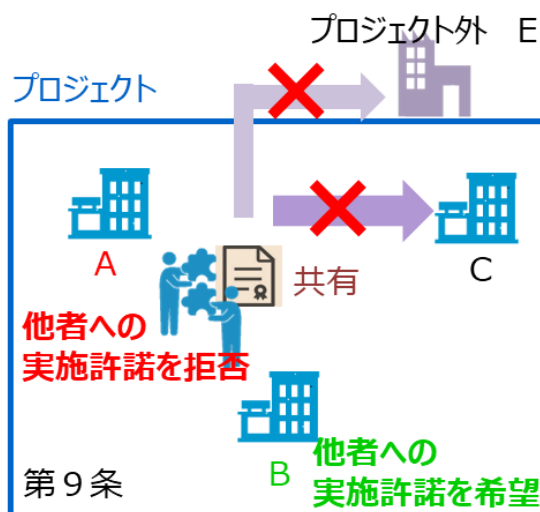
するインセンティブ等の事情を総合的に検討して、複数のプロジェクト参加者が共同で開発した発明等の事業化を促進するのに最適な取扱いをプロジェクト参加者で協議して決めるべきである。

<共有者による独占的な実施の考え方>

国の予算により実施される研究開発には、その成果を社会に貢献させていくことが期待されている。本プロジェクトの成果を活用して社会に貢献するため、プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンド I P について、当該他のプロジェクト参加者から第三者に実施許諾することの同意を求められた場合、基本的には協力することが望まれる。しかし、例えば、スタートアップの場合、「JPX 2022 新規上場ガイドブック（グロス市場編）」に「例えば、専用実施権³の付与を受けることにより、申請会社が排他的に当該知的財産権を利用でき、また、申請会社自身が特許等侵害に対抗できるような契約になっていますか。」（同「VI 上場審査に関する Q&A」）と記載されるように、共有するフォアグラウンド I P について専用実施権と同等の保護、少なくとも独占的な通常実施権が I P O に必要となる。また、例えば共有者が製薬企業であれば、長期にわたる巨額の研究開発投資があつて、極めて小さい成功確率の中から 1 つの医薬品を生み出すので、その医薬品を保護する特許権を独占的に実施して、研究開発費を回収しないと次の新薬開発に挑むことができない。このようなケースのように、特定の者にフォアグラウンド I P を独占的に実施させることが、研究開発の成果の事業化に結び付き、ひいては国益にも資する場合は、共有者によるフォアグラウンド I P の独占的な実施を許容した上で、【例 2】【例 3】を参考に共有するフォアグラウンド I P の取扱いを検討することができる。

<共有者による独占的な実施の検討にあたっての留意点>

しかし、一の共有者がフォアグラウンド I P を実施しないものの第三者への実施許諾に同意しない場合、他の共有者が第三者による成果の事業化を目指そうともかなわず、そのフォアグラウンド I P は活用されないままになってしまう。それは、技術に関する研究開発活動を活性化し、及びその成果を事業活動において効率的に活用することを促進するという産業技術力強化法第 17 条（いわゆる日本版バイ・ドール制度）の趣旨にそぐわない。そこで、共有するフォアグラウンド



一定期間経過しても、フォアグラウンド I P が A により未実施であれば X を O に

³ 専用実施権とは、特許発明を独占的に実施することができ、また、権利の侵害者に対して自ら差止請求や損害賠償ができる権利であり、特許庁への登録により効力が発生します。なお、申請会社による知的財産権の排他的な利用について専用実施権と同等に一定の保護が図られるスキームであると評価できるものであれば、必ずしも専用実施権に限定するものではなく、審査上認められるものと判断することもあります。

I Pが事業活動において活用されないままとなることを防ぐため、【Option】のような条項を定めて、プロジェクト後●年間を経ても実施しない場合は、第三者へ実施許諾を行うことができることを予め合意形成しておくことが考えられる。また、この目的に照らして、【Option】における「実施」を「事業活動において実施」と明示的に定めることも一つの選択肢である。

【Option】においてプロジェクト後何年とするかは、プロジェクトの研究開発のステージや技術分野等によって異なる。この期間はプロジェクトの計画における実用化・事業化の見通し等に基づき設定することが考えられるが、それ以外の期間を設定することもできる。例えば、環境の変化により、当該フォアグラウンドI Pの事業化に当初計画で想定した以上の時間をかけることを余儀なくされていて、●年間を経ても事業活動において実施できない場合等に、当事者間で協議して期間を延長することもできる。

第10条（知的財産権の権利不行使と実施許諾）

【例1】

第10条 プロジェクト参加者は、自己が保有するバックグラウンドI Pについて、本プロジェクト期間中における他のプロジェクト参加者による本プロジェクト内での研究開発活動に対しては、当該バックグラウンドI Pを行使しないものとし、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする（ただし、プロジェクト参加者間で有償により実施許諾すること等の別段の取決めがある場合又は第三者との契約の存在等の合理的な理由がある場合はこの限りでない。）。プロジェクト参加者（以下本項において「参加者A」という。）が、本プロジェクトの成果を事業化するために、他のプロジェクト参加者（以下本項において「参加者B」という。）の保有するバックグラウンドI Pについて実施許諾を求めた場合、参加者Bは、参加者Bの既存又は将来の事業（不実施機関における研究・教育活動を含む）に支障を及ぼすこと（参加者Bの競争優位が損なわれることを含む。以下本条において同じ。）が予想される場合又は第三者との契約の存在等の合理的な理由がある場合を除き、原則として、参加者Aが本プロジェクトの成果を事業化するために必要な範囲で、参加者Aに実施許諾を行うものとする。

2 プロジェクト参加者は、自己が保有するフォアグラウンドI Pについて、他のプロジェクト参加者による研究開発活動に対しては、当該知的財産権を行使しないものとし、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする（ただし、プロジェクト参加者間で有償により実施許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。）。プロジェクト参加者（以下本項において「参加者A」という。）が、本プロジェクトの成果を事業化するために、他のプロジェクト参加者（以下本項において「参加者B」という。）の保有するフォアグラウンドI Pについて実施許諾を求めた場合、参加者Bは、参加者Bの既存又は将来の事業（不実施機関における研究・教育活動を含む）に支障を及ぼすことが予想される場合を除き、原則として、参加者Aが本プロジェクトの成果を事業化するために必要な範囲で、参加者Aに実施許諾を行うものとする。

- 3 第1項又は第2項に規定する実施許諾の交渉において、実施の範囲、実施料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、プロジェクト参加者が、保有するノウハウを他のプロジェクト参加者に対して開示することを義務づけるものではない。
- 5 プロジェクト参加者が、保有するフォアグラウンドIPについて、他のプロジェクト参加者に実施許諾する場合、プロジェクト参加者以外の者に実施許諾する場合と同等又はそれよりも有利な条件で行うものとする。

【例2】

第10条 プロジェクト参加者は、自己が保有する知的財産権（フォアグラウンドIP及びバックグラウンドIPのいずれをも含む。以下本条において同じ。）について、本プロジェクト期間中における他のプロジェクト参加者による本プロジェクト内での研究開発活動に対しては、当該知的財産権を行使しないものとし、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする。ただし、プロジェクト参加者間で有償により実施許諾すること等の別段の取決めがある場合又は第三者との契約の存在等の合理的な理由がある場合はこの限りでない。

- 2 プロジェクト参加者（以下本項において「参加者A」という。）が、本プロジェクトの成果を事業化するために、他のプロジェクト参加者（以下本項において「参加者B」という。）が保有する知的財産権について実施許諾を求めた場合、参加者Bは、当該事業化をするために必要な範囲で、原則として、参加者Aに実施許諾を行うものとする。

ただし、参加者Bが保有する知的財産権を参加者Aに実施許諾することにより、参加者Bの既存又は将来の事業（不実施機関における研究・教育活動を含む）に支障を及ぼすこと（参加者Bの競争優位が損なわれることを含む。）が予想される場合又は第三者との契約の存在等の合理的な理由がある場合には、参加者Bは、実施許諾を拒否することができるものとする。

- 3 前項に規定する実施許諾の交渉において、実施の範囲、実施料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。
- 4 第1項及び前2項の規定は、プロジェクト参加者が、保有するノウハウを他のプロジェクト参加者に対して開示することを義務づけるものではない。
- 5 プロジェクト参加者が、保有するフォアグラウンドIPについて、他のプロジェクト参加者に実施許諾する場合、プロジェクト参加者以外の者に実施許諾する場合と同等又はそれよりも有利な条件で行うものとする。

【例3】

第10条 プロジェクト参加者は、自己が保有する知的財産権（フォアグラウンドIP及

びバックグラウンド I P のいずれをも含む。以下本条において同じ。) について、本プロジェクト期間中における他のプロジェクト参加者による本プロジェクト内での研究開発活動に対しては、当該知的財産権を行使しないものとし、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する知的財産権についてはこの限りでない。

一 プロジェクト参加者間で有償により実施許諾すること等の別段の取決めがある知的財産権

二 プロジェクト参加者以外の第三者との共有であるバックグラウンド I P

三 第三者への独占的な実施許諾がなされている（実施許諾の交渉中を含む。）又は約されているバックグラウンド I P

四 発明者等に本プロジェクトの研究開発従事者が含まれない知的財産権であって、本プロジェクトにおいて研究開発を行う技術の範囲に含まれないバックグラウンド I P

五 その他、前各号に準じる合理的な理由のある知的財産権

2 プロジェクト参加者（以下本項において「参加者 A」という。）が、本プロジェクトの成果を事業化するために、他のプロジェクト参加者（以下本項において「参加者 B」という。）が保有する知的財産権について実施許諾を求めた場合、参加者 B は、当該事業化をするために必要な範囲で、原則として、参加者 A に実施許諾を行うものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する知的財産権については、参加者 B は、実施許諾を拒否することができるものとする。

一 参加者 B が保有する知的財産権を参加者 A に実施許諾することにより、参加者 B の既存又は将来の事業に支障を及ぼすこと（参加者 B の競争優位が損なわれることを含む。）が予想される知的財産権

二 参加者 B が不実施機関である場合において、参加者 B が保有する知的財産権を参加者 A に実施許諾することにより、参加者 B の既存又は将来の研究・教育活動に支障を及ぼすことが予想される知的財産権

三 プロジェクト参加者以外の第三者との共有であるバックグラウンド I P

四 第三者への独占的な実施許諾がなされている（実施許諾の交渉中を含む。）又は約されているバックグラウンド I P

五 発明者等に本プロジェクトの研究開発従事者が含まれない知的財産権であって、本プロジェクトにおいて研究開発を行う技術の範囲に含まれないバックグラウンド I P

六 その他、前各号に準じる合理的な理由のある知的財産権

3 . . . (【例 2】と同様) . . .

《解説》

本規定は、フォアグラウンド I P 及びバックグラウンド I P の権利不行使と実施許諾について定めるものである。プロジェクトを円滑に遂行するため、少なくともプロジェクト期間中における当該プロジェクト内での研究開発活動に対しては、知的財産権を行使しないことを原則とすべきである。また、フォアグラウンド I P は、国費を投じて実施した研

究開発の成果に係るものであることから、プロジェクト参加者が研究開発活動後の事業化において、他のプロジェクト参加者が保有するフォアグラウンドIPを合理的な実施料で実施できるように検討しておく必要がある。一方、プロジェクト参加者が自らの資金で創出したバックグラウンドIPについては、プロジェクト参加者が研究開発活動後の事業化に必要であれば、事業化を行うプロジェクト参加者に対して実施許諾することが望ましいが、この場合、バックグラウンドIPの保有者の利益を損なわないよう配慮する必要がある。

なお、日本の特許権については、その効力は、特許法第68条に基づき、業としての実施以外の実施にはおよばないし、特許法第69条第1項に基づき、「試験又は研究」のためにする実施にもおよばない⁴が、知財制度は国により異なるので⁵、プロジェクトの成果の事業化に支障が生じないように、全ての知的財産権を対象として権利不行使の規定を設けておくことが望ましい。

【例1】では、フォアグラウンドIPとバックグラウンドIPを分けて規定している。

【例1】の第1項では、バックグラウンドIPについて、権利不行使の対象を「本プロジェクト期間中における本プロジェクト内での研究開発活動」のフェーズに限定している。また、事業化のフェーズにおいても原則実施許諾を行うものとし、実施許諾を拒否できる場合として、自らの既存又は将来の事業（不実施機関における研究・教育活動を含む）に支障を及ぼすことが予想される場合の他に、第三者との契約の存在等の合理的な理由がある場合と、明示的に定めている。一方、フォアグラウンドIPについては、第2項において、権利不行使の対象について、期間の制限を課さずに研究開発活動とし、自らの既存又は将来の事業（不実施機関における研究・教育活動を含む）に支障を及ぼすことが予想される場合を除いての実施許諾を原則としている。

【例2】及び【例3】では、フォアグラウンドIP及びバックグラウンドIPをまとめて知的財産権（以下、本条の解説において同じ。）として、国の予算により実施される研究開発を促進するため、研究開発活動に対しては、第1項において、プロジェクト参加者が保有する知的財産権の不行使を定めている。既に第三者との関係で権利不行使とできない事情がある場合等もあり得るため、【例2】では「第三者との契約の存在等の合理的な理由

⁴ 除草剤事件（東京地判昭和62年7月10日無体裁集19巻2号231頁）では、除草剤の販売目的で農薬登録を得るための薬効等の試験は、当該試験は技術の進歩を目的とするものではなく、専ら除草剤の販売を目的とするものであるから、第69条第1項にいう例外には該当しないと判断し、差止請求を容認した。また、学説においては、「試験又は研究」の範囲を、「技術の進歩」を目的とする行為に限定する説が通説であり、染野（「試験・研究における特許発明の実施（I）」AIPPI, Vol. 33, No. 3（1988年）5頁）は、①特許性調査、②機能調査、③改良・発展を目的とするものに限定している。

⁵ 米国の特許法には、試験的使用の例外に関する明文の規定は存在しない。米国では、2002年の *Madey 対 Duke University* 事件判決（307 F.3d 1351 (Fed.Cir.2002).）において、「試験的使用の例外」の法理が存在することを確認したものの、当該行為に商業的目的があるかどうかは関係なく、その行為が組織の「正当な業務」の遂行のためであって、「娯楽のため、単なる好奇心を満たすため、又は厳密に哲学的な探求のため」とは言えない場合には、「試験的使用の例外」は適用されないと判示された。

がある場合」を権利不行使の例外とし、【例3】では、より具体的に権利不行使の例外とする知的財産権を列挙している。

【例2】及び【例3】の第2項は、その成果を事業化する際の知的財産権の実施に関して定めるものであり、事業化するために必要な範囲で、他のプロジェクト参加者が保有する知的財産権を実施許諾することを原則としている。ただし、知的財産権を保有するプロジェクト参加者自身による事業活動に支障が生じないように、【例2】では、「既存又は将来の事業に支障を及ぼすこと（参加者Bの競争優位が損なわれることを含む。）が予想される場合又は第三者との契約の存在等の合理的な理由がある場合」に実施許諾を拒否できるものとし、【例3】では、より具体的に実施許諾を拒否できる知的財産権を列挙している。【例3】の第1項第5号と第2項第6号において「その他、前各号に準じる合理的な理由のある知的財産権」と定めているため、【例2】及び【例3】の実質的な範囲は同一であるが、【例3】のように具体的に列挙することで、後々「合理的な理由」の解釈で争いとなるリスクを低減し、少なくとも第1項における第1号乃至第4号、第2項における第1号乃至第5号に明示的に定める知的財産権については例外とすることを担保できるというメリットがある。

	バックグラウンド I P 【例1】 第1項	フォアグラウンド I P 【例1】 第2項	知的財産権 【例2】 第1項第2項	知的財産権 【例3】 第1項第2項
権利 不行使 の対象	本プロジェクト期間中における他のプロジェクト参加者による本プロジェクト内での研究開発活動(※1)	他のプロジェクト参加者による本プロジェクト内での研究開発活動	(※1)と同様	(※1)に加え、例外を各号列挙
実施 許諾 の例外	参加者Bの既存又は将来の事業（不実施機関における研究・教育活動を含む）に支障を及ぼすことが予想される場合又は第三者との契約の存在等の合理的な理由がある場合(※2)	参加者Bの既存又は将来の事業（不実施機関における研究・教育活動を含む）に支障を及ぼすことが予想される場合	(※2)と同様	(※2)に加え、例外を各号列挙

※【例2】、【例3】における「知的財産権」は「フォアグラウンド I P及びバックグラウンド I Pのいずれも含む」と定義される。

本規定は、第2条のバックグラウンド I Pの定義とあわせて検討する必要があり、検討する際の一つの論点として、知的財産権の権利不行使を、プロジェクト後の更なる研究開発活動にまで及ぼすかという点がある。国の予算により実施されるプロジェクトの成果の

活用を促進して産業を育成するためには、そういった活動にまで及ぼす方が望ましい。しかし、バックグラウンド I P は、プロジェクト参加者が独自の研究開発費や人的リソース等を投資して生み出したものであり、バックグラウンド I P 保有者にはその投資を回収するだけの権利行使が認められてしかるべきであり、その観点からは、権利不行使の対象は本プロジェクト期間中に限り、プロジェクト後の更なる研究開発活動にバックグラウンド I P が必要であれば、知財及びデータ合意書とは別に有償での実施許諾を締結する方が妥当という場合もある。この点は、プロジェクトの実施にあたってのバックグラウンド I P の必要性やバックグラウンド I P 保有者の事情等によりプロジェクト参加者間で協議して決定することになる。プロジェクト参加者間で同意できるのであれば、【例 2】や【例 3】において権利不行使の対象を「本プロジェクト期間中における他のプロジェクト参加者による本プロジェクト内での研究開発活動」としているところ、「他のプロジェクト参加者による本プロジェクト内での研究開発活動」とプロジェクト期間経過後を含むように定めることもできる。

【例 1】における第 1 項及び第 2 項、【例 2】【例 3】における第 1 項の権利不行使の規定は、プロジェクト参加者間で実施許諾を締結する際に有償とすることを妨げるものではなく、商業的な実施には及ばない。

【例 1】～【例 3】における第 5 項は、プロジェクト参加者に対するフォアグラウンド I P の実施許諾の条件が、プロジェクトの参加者以外の者に対する条件よりも不利なものにならないように定めるものである⁶。本項については、バックグラウンド I P は対象としていない。

以下、第 10 条において選択肢となる【Option 1】～【Option 6】を示す。

第 10 条 Option 項（独占的な実施許諾／優先交渉権）

【Option 1】

- 第 2 項の規定に基づき、プロジェクト参加者が、他のプロジェクト参加者の保有するフォアグラウンド I P について独占的な実施を求める場合、本プロジェクト期間中においては、知財運営委員会において独占的な実施許諾の可否について審議するものとし、知財運営委員会の承諾が得られた場合、知財運営委員会の承諾が得られた範囲については、他のプロジェクト参加者は独占的な実施を求めたプロジェクト参加者以外に対しての第 2 項における実施許諾の義務を負わないものとする。
- △ プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者に独占的な通常実施権を許諾したフォアグラウンド I P について、許諾後●年間他のプロジェクト参加者が合理的な理由なく実施しない場合には、他のプロジェクト参加者に対し書面で通知し、協議を行い、協

⁶ プロジェクト参加者に対するフォアグラウンド I P の実施許諾の条件を、プロジェクトの参加者以外の者に対する条件よりも有利なものとする場合、独占禁止法の制約（「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」）に留意が必要な場合がある。

議によっても実施が見込まれない場合は、第三者へ実施許諾を行うことができるものとし、他のプロジェクト参加者はこれに同意する。

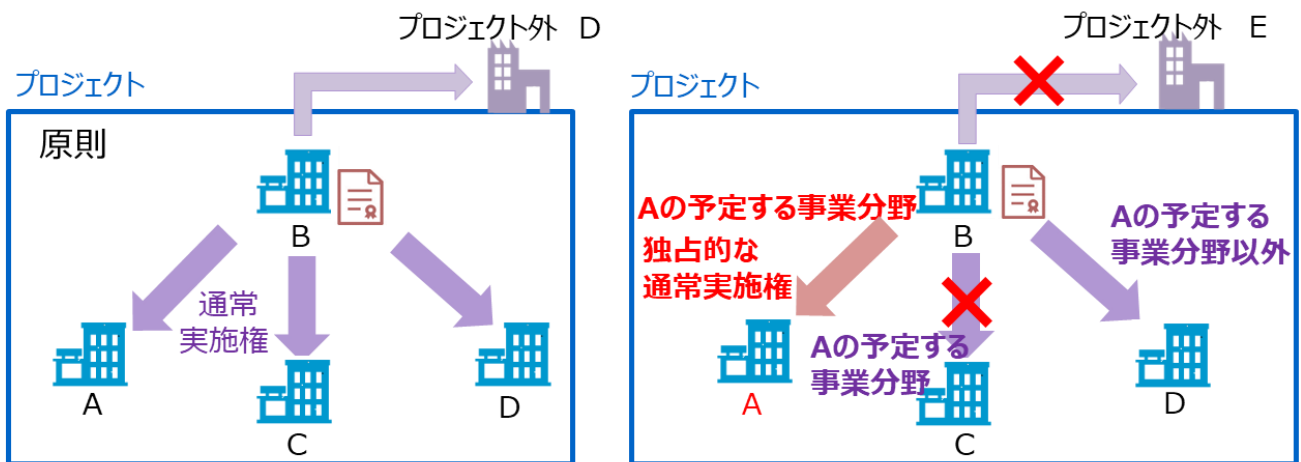
【Option 2】

- プロジェクト参加者（以下本項において「参加者C」という。）が他のプロジェクト参加者（以下本項において「参加者D」という。）の保有する知的財産権（第三者に実施許諾済み又は実施許諾交渉中のものを除く）に係る事業化を検討する場合、参加者Dは、参加者Cからの申し出に基づき、当該知的財産権の独占的な実施許諾に関する条件交渉を優先的に行うことができる期間（以下「優先交渉期間」という。）を設けることができる。優先交渉期間は、当該知的財産権の出願の日から〇月（権利の発生に設定登録を要しないものについては創造日から〇月）を上限として参加者C及び参加者Dの協議により定めることとし、参加者Dは優先交渉期間中にプロジェクト参加者以外の第三者との間で当該知的財産権の実施に関する条件交渉及び実施許諾を行ってはならないものとする。

【Option 3】

- プロジェクト参加者は、発明等の内容を知財運営委員会に対し届け出た後、●月間はプロジェクト参加者以外の第三者との間で当該発明等に係るフォアグラウンドIPの実施に関する条件交渉及び実施許諾を行ってはならないものとする。

《解説》



国の予算により実施される研究開発の成果を最大限事業化に結びつけ、国富を最大化するためには、プロジェクトの成果の事業化に取り組む意思のある者全てがその成果に係る知的財産権を実施できることが望ましく、とりわけ協調領域の技術や素材や部品のように多数の用途展開があり得る技術では複数者に知的財産権を実施許諾することで事業化を促進できることが想定し得るので、知的財産権の独占実施は認めないという判断があり得る。一方で、第9条で解説したとおり、スタートアップや製薬企業に代表されるように、特定

の者にフォアグラウンド I P を独占的に実施させることが、研究開発の成果の事業化を促進し、ひいては国益にも資する場合は知的財産権の独占的な実施許諾を認める判断もあり得る。研究開発の成果の事業化のために、独占的な実施許諾を認めるかは、プロジェクトにより判断されるが、一のプロジェクト参加者に独占的な通常実施権を許諾する場合、当該一のプロジェクト参加者の予定する事業分野等の事業化に必要な範囲に限定する条件を設定して、その他の範囲については他者への実施許諾を可能とすることが望ましい。

フォアグラウンド I P について独占的な通常実施権を許諾する場合の調整規定として、【Option 1】のように知財運営委員会において、独占的な実施許諾の可否について審議することが考えられる。この規定により、例えば、プロジェクト参加者 A がプロジェクト参加者 B のフォアグラウンド I P について独占的な通常実施権を希望した場合、他のプロジェクト参加者 C 等が独占実施を希望するのであれば、知財運営委員会においてプロジェクト参加者 A に対する独占的な実施権の許諾に異議を申し出る機会を担保することができる。

また、【Option 1】に代えて、【Option 2】又は【Option 3】のように、まずはプロジェクト参加者のみに独占的な実施許諾の交渉の機会を与えて、所定期間経過後にプロジェクト参加者以外の第三者に実施許諾可能とするという選択肢もある。これにより、プロジェクトに参加して研究開発に取り組むプロジェクト参加者へのインセンティブ付けと、優先交渉の期間を区切ることによって事業化の加速が期待できる。【Option 2】では、参加者の申出に基づき独占的な実施許諾に関する優先交渉期間〇月を設けており、【Option 3】ではシンプルに●月間と設定している。【Option 2】の優先交渉期間〇月や【Option 3】の●月間は、過度に長くするとプロジェクトの成果の事業化のスピードを遅くするリスクがあるため、長くても特許出願が公開される 18 月以内とすることが望ましい、例えば、優先権主張を伴う海外への特許出願に間に合うよう 9 月程度とすれば、独占的な実施許諾を希望する者の事業計画に合わせて必要な国で権利化を図ることができる。

< 【Option 1】の検討にあたっての留意点 >

【Option 1】においてフォアグラウンド I P について独占的な通常実施権を許諾した場合、実施権者が当該フォアグラウンド I P を実施しないと、プロジェクトの成果が事業化されないままとなり、技術に関する研究開発活動を活性化し、及びその成果を事業活動において効率的に活用することを促進するという産業技術力強化法第 17 条（いわゆる日本版バイ・ドール制度）の趣旨にそぐわない。そこで、フォアグラウンド I P が事業活動において活用されないままとなることを防ぐため、【Option 1】の第△項のように定めて、プロジェクト後●年間を経ても実施されない場合は、独占的な通常実施権を解除して非独占の通常実施権とし、第三者へ実施許諾を行うことができると予め合意形成しておくことが考えられる。また、この目的に照らして、【Option】第△項における「実施」を「事業活動において実施」と明示的に定めることも一つの選択肢である。

プロジェクト後何年とするかは、プロジェクトの研究開発のステージや技術分野等によって異なる。この期間はプロジェクトの計画における実用化・事業化の見通し等に基づき設定することが考えられるが、それ以外の期間を設定することもできる。例えば、環境の

変化により、当該フォアグラウンド I P の事業化に当初計画で想定した以上の時間をかけることを余儀なくされていて、●年間を経ても事業活動において実施できない場合等に、当事者間で協議して期間を延長することもできる。

第 10 条 Option 項（サブライセンス権（再実施権）付き通常実施権の許諾）

【Option 4】

- △ プロジェクト参加者は、フォアグラウンド I P について、〇〇に対してサブライセンス権（再実施権）付きの通常実施権を許諾するものとする。
- 前項のサブライセンス権（再実施権）に基づき、フォアグラウンド I P を第三者に実施許諾した場合における実施料は、実施料から一定の経費（〇〇が実施許諾締結するのに要した人件費、手数料等。）を差し引いた残金を、〇〇からフォアグラウンド I P を保有するプロジェクト参加者に還元する。

【Option 5】

- △ プロジェクト参加者は、フォアグラウンド I P について、〇〇が求めたとき、〇〇 p に対してサブライセンス権（再実施権）付きの通常実施権を許諾するものとする。ただし、〇〇は、フォアグラウンド I P を保有するプロジェクト参加者による第三者への実施許諾を優先するとともに、〇〇が第三者に実施許諾するに当たっては、当該プロジェクト参加者の事業活動（不実施機関における研究・教育活動を含む）に支障が生じないよう配慮するものとする。
- ……【Option 4】と同様）……

《解説》

本規定の【Option 4】又は【Option 5】は、第 8 条の【Option】の代替りの選択肢となり得る規定である。一つの製品又はサービスを事業化するにあたり多数の知的財産権が必要となる技術や、多数の者に実施許諾して市場形成・拡大を狙う技術等を開発するプロジェクトの場合、またプロジェクトの成果を他の関連するプロジェクトにおいて活用することを想定している場合等において、フォアグラウンド I P を各プロジェクト参加者に保有させると、研究開発の成果が分散することにより実施許諾をすることの負担が大きくなる等の不都合が生じ得る。そこで、本 Option は、フォアグラウンド I P を保有するプロジェクト参加者に対して、技術研究組合やプロジェクトリーダーの所属機関等のようなマネジメントの中核機関にサブライセンス権（再実施権とも言う）⁷付き通常実施権を許諾させることにより、当該機関が第三者への実施許諾を一括して行い、フォアグラウンド I P の広範な活用を図るものである。【Option 4】又は【Option 5】のように定めることで、実施許諾を求める第三者にとっては、交渉相手が一者となるメリットがあり、プロジェクト参加者にとっても、自らが実施許諾先を探したり契約交渉をしたりする手間を省けるメリット

⁷ 知的財産権の保有者から通常実施権を許諾された者が、さらに第三者に実施権を許諾する権利をいう。

がある。

＜【Option 4】又は【Option 5】の検討にあたっての留意点：対象＞

本規定では、フォアグラウンド I Pのみを対象としているが、権利者が同意するのであれば事業化に必要なバックグラウンド I Pも対象に含めることが望ましい。また、プロジェクト参加者が合意できるのであれば、事務負担を低減し成果を普及するために【Option 4】のように全てのフォアグラウンド I Pを対象とすることが考えられるが、フォアグラウンド I Pを保有するプロジェクト参加者の事業活動に支障が生じる懸念があれば、【Option 5】のようにマネジメントの中核機関が必要と判断したときのみサブライセンス権（再実施権）付きの通常実施権を許諾し、権利者の事業活動に配慮することも考えられる。

その他に、第8条の＜【Option】の検討にあたっての留意点：対象＞と同様の点についても留意が求められる。

＜【Option 4】又は【Option 5】の検討にあたっての留意点：対価＞

サブライセンス権（再実施権）付きの通常実施権の対価を無償として、実際に第三者への実施許諾により利益が出てから、マネジメントの中核機関に要する経費等を差し引いて利益を権利者に還元する手法もあれば、サブライセンス権（再実施権）付きの通常実施権の対価を有償として、実際に第三者への実施許諾により利益が出てから、利益を一定の割合でマネジメントの中核機関とフォアグラウンド I Pの権利者で分配する手法等もあり得る。プロジェクトの研究開発のステージによっては将来の利益の予測が困難等の事情があるから、様々な事情に応じて、実施料の配分等については当事者間での協議が必要となる。

第10条 Option 項（技術指導）

【Option 6】（【Option 4】又は【Option 5】と共に定める条項）

■ 前項に基づき、サブライセンス権（再実施権）付きの通常実施権を許諾したプロジェクト参加者は、通常実施権の許諾を受けた者が要請した場合、事情が許す限り通常実施権の許諾を受けた者に対し、通常実施権の対象となる技術の指導を行う。

《解説》

実施許諾を受ける第三者は、知的財産権だけでは、当該知的財産権等で保護された発明を実施することができない場合もしばしばある。プロジェクトの成果の普及のため、【Option 4】又は【Option 5】に加えて、【Option 6】に示す事情が許す限りでの技術指導の協力を定めることが考えられる。なお、【Option 6】は、サブライセンス権（再実施権）付きの通常実施権を許諾したプロジェクト参加者に、技術指導にあたってノウハウを他のプロジェクト参加者に対して開示することまでを義務づけるものではない。

第11条（フォアグラウンドIPの移転先への義務の承継）

第11条 プロジェクト参加者は、フォアグラウンドIPの移転を行うときは、第7条から本条までの規定により課されている義務を負うよう当該知的財産権の移転先に約させなければならない。

《解説》

本規定は、フォアグラウンドIPが第三者に移転された場合においても、当該フォアグラウンドIPについて課されている義務が承継されることを担保するためのものである。

具体的には、例えば、フォアグラウンドIPがプロジェクト参加者以外の第三者に移転することにより、プロジェクト参加者が当該フォアグラウンドIPの実施許諾を受けられなくなることをないよう、移転に際しては、移転先に対して第10条第1項及び第2項の義務を負わせるものである。

第12条（本プロジェクトから脱退したプロジェクト参加者の取扱い）

第12条 プロジェクト参加者は、本プロジェクトから脱退した場合においても、本合意書により自己に課された義務を負うものとし、本合意書の規定に基づき取得した全ての知的財産権の実施権を失うものとする。

《解説》

本規定は、プロジェクト参加者がプロジェクトから脱退した場合においても、引き続き、守秘義務や、他のプロジェクト参加者に対する実施許諾等の義務を負うことを定めるものである。脱退により、一度全ての知的財産権を失った場合であっても、再度プロジェクトに参加しない第三者として、新たな条件で実施許諾の交渉及び締結をすることは可能である。

また、例えば、プロジェクト参加者に対する実施許諾の条件を優遇する必要がなく、多くの者に知的財産権を実施許諾したい市場形成・拡大を狙う技術であれば、「本合意書の規定に基づき取得した全ての知的財産権の実施権を失うものとする。」の部分を削除することも一つの選択肢となる。

第13条（研究開発データの管理）

第13条 プロジェクト参加者は、委託者指定データ及び自主管理データについて、データマネジメントプランを作成して委託者及び知財運営委員会に提出し、データマネジメントプランに従って研究開発データの管理を実施する。また、研究開発の進展等に従い、データマネジメントプランを適宜修正して委託者及び知財運営委員会に提出する。知財運営委員会の承認が得られた自主管理データのうちプロジェクト参加者以外の第三者にも提供可能な自主管理データについては、広範な利活用を促進するよう努める。

- 2 研究開発データの利用許諾は、データマネジメントプランに従って行う。研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

《解説》

本規定は、プロジェクトの実施により取得又は収集した研究開発データについてデータマネジメントプランに従って管理を実施する旨を定めるものである。プロジェクト参加者は、委託者指定データ及び自主管理データについて、データマネジメントプランを作成して委託者及び知財運営委員会に提出する。データマネジメントプランには、作成時点での計画を記載し、研究開発が進むに従ってデータマネジメントプランを修正して具体化していくことも可能である。

研究開発データの利用許諾は、データマネジメントプランに従って行う。具体的な条件等について当事者間の協議が難航した場合は、知財運営委員会において調整を行う。

第14条（研究開発データの利用許諾）

【例1】

第14条 プロジェクト参加者（以下、本項において「参加者A」という。）は、本プロジェクト内での研究開発活動、又は、本プロジェクトの成果を事業化するための活動に対して、他のプロジェクト参加者（以下、本項において「参加者B」という。）が本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データについて利用許諾を求めた場合、参加者Bの既存又は将来の事業（不実施機関における研究・教育活動を含む。以下本条において同じ。）に支障を及ぼすこと（参加者Bの競争優位が損なわれることを含む。以下本条において同じ。）が予想される場合又は第三者との契約の存在等の合理的な理由がある場合を除き、原則として、参加者Bは参加者Aに必要な範囲で利用許諾を行うものとする。

- 2 プロジェクト参加者（以下、本項において「参加者A」という。）は、本プロジェクト内での研究開発活動、又は、本プロジェクトの成果を事業化するための活動に対して、他のプロジェクト参加者（以下、本項において「参加者B」という。）が本プロジェクトの実施により取得又は収集した研究開発データについて利用許諾を求めた場合、参加者Bに既存の又は将来の事業に支障を及ぼすことが予想される場合を除き、参加者Bは参加者Aに必要な範囲で、原則として無償で利用許諾を行い、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする（プロジェクト参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。）。
- 3 第1項又は第2項に規定する利用許諾の交渉において、利用の範囲、実施料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼす

おそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

- 4 プロジェクト参加者は、プロジェクトの実施に必要な研究開発データをプロジェクト参加者以外から収集する場合、他のプロジェクト参加者も利用できる条件で収集するように努める。
- 5 プロジェクト参加者が、本プロジェクトの実施により得た研究開発データについて、他のプロジェクト参加者に利用許諾する場合、プロジェクト参加者以外の者に利用許諾する場合と同等又はそれよりも有利な条件で行うものとする。

【例2】

第14条 プロジェクト参加者（以下、本項において「参加者A」という。）は、本プロジェクト内での研究開発活動、又は、本プロジェクトの成果を事業化するための活動に対して、他のプロジェクト参加者（以下、本項において「参加者B」という。）が本プロジェクトの実施により取得又は収集した研究開発データ、又は、参加者Bが本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データについて利用許諾を求めた場合、参加者Bは参加者Aに必要な範囲で、原則として無償で利用許諾を行い、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする。（プロジェクト参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。）

ただし、参加者Bが当該研究開発データについて参加者Aに利用許諾することにより、参加者Bに既存の又は将来の事業（不実施機関における研究・教育活動を含む）に支障を及ぼすこと（参加者Bの競争優位が損なわれることを含む）が予想される場合等の合理的な理由がある場合は、参加者Bは、利用許諾を拒否することができるものとする。

- 2 前項に規定する利用許諾の交渉において、利用の範囲、実施料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。
- 3 プロジェクト参加者は、プロジェクトの実施に必要な研究開発データをプロジェクト参加者以外から収集する場合、他のプロジェクト参加者も利用できる条件で収集するように努める。
- 4 プロジェクト参加者が、本プロジェクトの実施により得た研究開発データについて、他のプロジェクト参加者に利用許諾する場合、プロジェクト参加者以外の者に利用許諾する場合と同等又はそれよりも有利な条件で行うものとする。

【例3】

第14条 プロジェクト参加者（以下、本項において「参加者A」という。）は、本プロジェクト内での研究開発活動、又は、本プロジェクトの成果を事業化するための活動に対して、他のプロジェクト参加者（以下、本項において「参加者B」という。）が本プロジェクトの実施により取得又は収集した研究開発データ又は、参加者Bが本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データについて利用許諾を求めた場合、参加者Bは

参加者Aに必要な範囲で、原則として無償で利用許諾を行い、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする（プロジェクト参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。）。

ただし、次の各号のいずれかについては、参加者Bは、利用許諾を拒否することができるものとする。

- 一 参加者Bが参加者Aに利用許諾することにより、参加者Bの既存又は将来の事業に支障を及ぼすこと（参加者Bの競争優位が損なわれることを含む。）が予想されるもの
- 二 参加者Bが不実施機関である場合において、参加者Bが参加者Aに利用許諾することにより、参加者Bの既存又は将来の研究・教育活動に支障を及ぼすことが予想されるもの
- 三 参加者Bが本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データであって、プロジェクト参加者以外の第三者と共有管理するもの
- 四 参加者Bが本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データであって、第三者への独占的な利用許諾がなされている（利用許諾の交渉中を含む。）又は約されているもの
- 五 参加者Bが本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データであって、研究開発データの取得者又は収集者に本プロジェクトの研究開発従事者が含まれず、本プロジェクトにおいて研究開発を行う技術の範囲に含まれないもの
- 六 その他、前各号に準じる合理的な理由のあるもの

2・・・【例2】と同様）・・・

《解説》

本規定は、プロジェクト参加者間の研究開発データの利用許諾について定めるものであり、プロジェクトの成果の事業化に支障が生じないように、公募時に提示されたデータ方針に従い、プロジェクトに応じて実効的な規定を検討する必要がある。

【例1】では、他のプロジェクト参加者が本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データと本プロジェクトの実施により取得又は収集した研究開発データを別々に規定して、前者については、第1項において研究開発データを取得したプロジェクト参加者の意向により有償での利用許諾を可能とする一方、後者については、第2項において国の予算により実施される研究開発を促進するため無償での利用許諾を原則としている。

【例2】【例3】の第1項では、本プロジェクト内での研究開発活動のために、プロジェクト参加者が本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データと本プロジェクトの実施により取得又は収集した研究開発データをまとめて、本プロジェクト内での研究開発活動のため、又は、プロジェクト終了後も含め本プロジェクトの成果を事業化するために、無償で利用できることを原則としている。また、プロジェクト参加者が本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データについては、既に第三者との関係で無償での利用許諾とできない事情がある場合もあり得るため、【例2】では「合理的な理由がある場

合」を利用許諾の例外とし、【例3】では、より具体的に利用許諾の例外となる対象を列挙して参加者の事業活動や研究・教育活動に支障が生じないように配慮している。

なお、他のプロジェクト参加者が保有する研究開発データについて、将来の事業化の際の利用をあらかじめ確保するために当該他のプロジェクト参加者に対して補償金を支払うことについては、本条の範囲のものといえる。

【例1】の第4項、【例2】【例3】の第3項は、プロジェクトの実施のためにプロジェクト参加者以外から収集する研究開発データについて定めるものである。プロジェクト参加者以外から研究開発データを収集する場合は、研究開発の効率的な遂行のために、他のプロジェクト参加者も利用できるような条件で収集するように努めるべきである。

【例1】の第5項、【例2】【例3】の第4項は、プロジェクト参加者に対する研究開発データの利用許諾の条件が、プロジェクト参加者以外の者に対する条件よりも不利なものにならないように定めるものである。

第14条 Option 項（サブライセンスを可能とする研究開発データの利用許諾）

【Option 1】

△ プロジェクト参加者は、本プロジェクトの実施により取得又は収集した研究開発データについて、〇〇に対して第三者に対するサブライセンスを可能とする条件で利用許諾するものとする。

【Option 2】

△ プロジェクト参加者は、本プロジェクトの実施により取得又は収集した研究開発データについて、〇〇に対して第三者に対するサブライセンスを可能とする条件で利用許諾するものとする。ただし、〇〇は、研究開発データを取得又は収集したプロジェクト参加者による第三者への利用許諾を優先するとともに、〇〇が第三者に利用許諾するに当たっては、当該プロジェクト参加者の事業活動（不実施機関における研究・教育活動を含む）に支障が生じないように配慮するものとする。

《解説》

本規定は、プロジェクトの実施により取得又は収集した研究開発データについて、プロジェクト参加者だけでなく参加者以外の第三者に対しても広く利用許諾することが、プロジェクトの方針として参加者間で合意が得られている場合やプロジェクトで得られた研究開発データが他のプロジェクトにおいて利活用されることが想定される場合（例えば基礎研究プロジェクトと応用研究プロジェクトとの関係等）に、技術研究組合やプロジェクトリーダーの所属機関等のようなマネジメントの中核機関に対して、第三者に対するサブライセンスを可能とする条件で利用許諾しておくことで、集約された研究開発データの利用許諾を当該中核機関が一括して行うことを可能とするものである。本規定では、本プロジェクトの実施により取得又は収集した研究開発データのみを対象としているが、プロジェ

クト参加者が同意するのであればプロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データも対象に含めることが望ましい。

これにより、第三者にとっては、集約された研究開発データの利用許諾を求める相手が一人となるメリットがあり、プロジェクト参加者にとっては、利用許諾の手続きの手間が省けるメリットがある。

＜【Option 1】又は【Option 2】の検討にあたっての留意点：対価＞

第三者への利用許諾により得られた利用料の配分等については、第10条における＜【Option 4】又は【Option 5】の検討にあたっての留意点：対価＞と同様にプロジェクト参加者間での協議が必要となる。

第15条（協議）

第15条 本合意書の解釈及びその他の事項につき疑義が生じたとき並びに本合意書にない事項について定める必要が生じたときは、知財運営委員会において審議し、決定するものとする。

《解説》

本規定は、本合意書の解釈及びその他の事項につき疑義が生じたとき等において、解決を図る手続を定めるものである。

第16条（本合意書の改訂）

第16条 知財運営委員会は、全てのプロジェクト参加者による同意を得て本合意書の改訂を行うことができる。
2 知財運営委員会は、本合意書の改訂を行う場合は、事前に国に届け出るものとする。

《解説》

本規定は、知財及びデータ合意書の改訂の手続について定めるものである。

プロジェクト終了時には、往々にしてプロジェクト開始時と市場環境等が異なっているため、プロジェクト終了後の成果の効率的な活用のため、プロジェクト終了前に知財及びデータ合意書の規定、とりわけ第8条乃至第10条と第14条について見直して、必要に応じて改訂、又は別の取決を締結することを検討するとよい。そのために、本規定の第2項に、例えば「本プロジェクトの成果を事業活動において効率的に活用するため、プロジェクト終了前に本合意書の内容を見直すものとする。」と追記することも一つの選択肢である。

第17条（有効期間及び残存条項）

第17条 本合意書は、●年●月●日より発効し、本プロジェクトの終了後○年経過するまでは有効とする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条の規定は、情報開示者が秘匿すべきとして明示した期間中は有効とし、第7条から第11条までの規定は、フォアグラウンドIPの権利存続期間中は、当該存続するフォアグラウンドIPについて有効とする。なお、本プロジェクトの終了日から起算して●年間経過した後は、本合意書における「知財運営委員会における調整」を「該当する知的財産権及び研究開発データに係る当事者間の調整」、「知財運営委員会における承認」を「該当する知的財産権及び研究開発データに係る全当事者による承認」と読み替えるものとする。

《解説》

本規定は、知財及びデータ合意書の有効期間及び当該期間経過後においても有効な規定について定めるものである。

プロジェクト終了後事業化までを見据えて、知財及びデータ合意書における各規定の有効期間を定めることは大変重要である。

第2項では、プロジェクト終了後に、知財運営委員会を開催することが困難または負担が大きいことを想定して、読み替え規定を置いているが、プロジェクト終了後も知財運営委員会を開催するのであれば、なお書きは削除することができる。

第18条（本合意書と他の契約書との関係）

第18条 本合意書とプロジェクト参加者と国との間で締結された委託契約書との間に齟齬が生じた場合は、本合意書の規定にかかわらず、委託契約書で定めた規定を優先するものとする。

《解説》

本規定は、本合意書と経済産業省の委託契約書との間に齟齬が生じた場合、委託契約書で定めた規定を優先することを定めるものである。

Option 条（紛争の解決）

【Option 1】

第○条 本合意書に関する一切の紛争については、日本法を準拠法とし、民事訴訟法第6条第1項により定められる〔東京・大阪〕地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

【Option 2】

第〇条 本合意書に関する紛争については、当事者の協議の上、円満解決を図るものとし、当事者間で解決されない場合には、日本国法を準拠法とし、まず〔東京・大阪〕地方裁判所における知財調停に付するものとする。

2 前項に定める知財調停が不成立となった場合、前項に定める地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

【Option 3】

第〇条 本合意書に関する一切の紛争は、日本法を準拠法とし、日本知的財産仲裁センターの仲裁手続規則に従って、仲裁により終局的に解決されるものとする。

《解説》

プロジェクトで発生する争いは、基本的に当事者間や知財運営委員会において解決することが望まれるが、そこで解決できなければ、裁判の他に調停や仲裁も選択肢となる。そのような解決手段を本合意書において定めておくことが考えられる。【Option 1】から【Option 3】はその一例を示すものである。

Option 条（オープン・ソース・ソフトウェアの取扱い）

【Option】

第〇条 本プロジェクトにおいて、プロジェクト参加者が、オープン・ソース・ソフトウェア（以下「OSS」という。）を利用しようとするときは、OSSの利用許諾条項、機能、脆弱性等に関して適切な情報を知財運営委員会に提供し、知財運営委員会においてOSSの利用の承諾を得るものとする。

《解説》

OSSとは、ソフトウェアのソースコードが公開され、利用や改変、再配布を行うことが誰に対しても許可されているソフトウェアのことであり、OSSを利用することで開発の効率化による開発費の抑制、開発期間短縮等のメリットがある⁸。一方で、OSSは、ソフトウェアごとに個別にライセンスが宣言されており、利用者は、そのライセンスに準拠しなければならず、OSSによっては、その派生物を頒布する場合にソースコード開示が求められるもの（例えば、Linuxで適用されているGPLライセンス）や、品質保証や知財補償が否認されているものがある。そこで、後々のトラブル防止のため、知財運営委員会において、他のプロジェクト参加者がOSSの利用について異議を申し立てる機会を与えてOSS利用の採否を判断することが考えられる。

⁸ 経済産業省 商務情報政策局 サイバーセキュリティ課「OSSの利活用及びそのセキュリティ確保に向けた管理手法に関する事例集」

4. 国外企業等が参加する場合の作成例

国外企業等が保有する知的財産権については、国内企業等が事業化できなくなることを防ぐために、原則国内企業等の他のプロジェクト参加者が実施できるようにしておくことが重要である。そこで、第10条（知的財産権の実施許諾）について、以下のように修正し、また、第14条（研究開発データの利用許諾）についても以下と同様の修正を行うことが重要である。

【例1】

第10条 ……プロジェクト参加者（以下本項において「参加者A」という。）が、本プロジェクトの成果を事業化するために、他のプロジェクト参加者（以下本項において「参加者B」という。）の保有するバックグラウンドIPについて実施許諾を求めた場合、参加者Bは、原則として、参加者Aが本プロジェクトの成果を事業化するために必要な範囲で、参加者Aに実施許諾を行うものとする。

ただし、参加者Bが国内企業等である場合にあっては、その保有するバックグラウンドIPを参加者Aに実施許諾することにより、参加者Bの既存又は将来の事業（不実施機関における研究・教育活動を含む）に支障を及ぼすこと（参加者Bの競争優位が損なわれることを含む。以下本条において同じ。）が予想される場合又は第三者との契約の存在等の合理的な理由がある場合には、参加者Bは、実施許諾を拒否することができるものとする。

2 ……プロジェクト参加者（以下本項において「参加者A」という。）が、本プロジェクトの成果を事業化するために、他のプロジェクト参加者（以下本項において「参加者B」という。）の保有するフォアグラウンドIPについて実施許諾を求めた場合、参加者Bは、原則として、参加者Aが本プロジェクトの成果を事業化するために必要な範囲で、参加者Aに実施許諾を行うものとする。

ただし、参加者Bが国内企業等である場合にあっては、その保有するフォアグラウンドIPを参加者Aに実施許諾することにより、参加者Bの既存又は将来の事業（不実施機関における研究・教育活動を含む）に支障を及ぼすことが予想される場合には、参加者Bは、実施許諾を拒否することができるものとする。

【例2】

第10条 ……

2 プロジェクト参加者（以下本項において「参加者A」という。）が、本プロジェクトの成果を事業化するために、他のプロジェクト参加者（以下本項において「参加者B」という。）が保有する知的財産権について実施許諾を求めた場合、参加者Bは、当該事業化をするために必要な範囲で、原則として、参加者Aに実施許諾を行うものとする。

ただし、参加者Bが国内企業等である場合にあっては、その保有する知的財産権を参加者Aに実施許諾することにより、参加者Bの既存又は将来の事業（不実施機関における研究・教育活動を含む）に支障を及ぼすこと（参加者Bの競争優位が損なわれることを含む。）が予想される場合又は第三者との契約の存在等の合理的な理由がある場合に

は、参加者Bは、実施許諾を拒否することができるものとする。・・・

【例3】

第10条 ・・・

2 プロジェクト参加者（以下本項において「参加者A」という。）が、本プロジェクトの成果を事業化するために、他のプロジェクト参加者（以下本項において「参加者B」という。）が保有する知的財産権について実施許諾を求めた場合、参加者Bは、当該事業化をするために必要な範囲で、原則として、参加者Aに実施許諾を行うものとする。

ただし、参加者Bが国内企業等である場合にあっては、次の各号のいずれかに該当する知的財産権については、参加者Bは、実施許諾を拒否することができるものとする。

・・・